

監事監査報告書

平成26年5月20日

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会
会長 保立 一男様

監事

大湊祥志 

監事

日高勝祐 

私たち監事は、社会福祉法第40条及び関係法令に基づき、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会の、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度の、業務執行状況および財産の状況について監査をいたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は、次の通りです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令および通知等に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、関連する法令および通知等に従い、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令および通知等に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 財産目録は、関連する法令および通知等に従い、当会の財産の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

以上